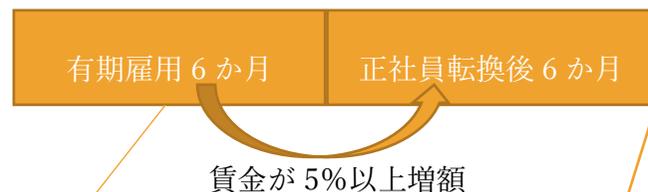




## キャリアアップ助成金

### (正社員化コース)

面接試験等→正社員転換



#### 【事前準備】

- キャリアアップ計画書の作成・届出
- 就業規則（転換制度について規定があるもの）の作成・届出

#### 【支給申請】 以下の添付書類が必要

- 有期雇用時・正社員転換後の雇用契約書
  - 上記期間の賃金台帳・出勤簿 他
- ※賃金台帳・出勤簿は、雇用契約書と突合せて細かくチェックされます。残業代等が不足している場合は、予め追加での支給が必要となります。
- 弊所にて数か月ごとに確認させていただけますと、支給申請がスムーズに行えます。

#### 【支給額】 1人あたり 57万円

※有期雇用→正規雇用の場合

**上記の他、有期雇用→無期雇用、無期雇用→正規雇用の取り組みも支援されます。**

※本紙は助成金の基本的な要件を分かりやすくまとめたものであり、各助成金には他にも詳細な要件があることを申し添えます。

## 人材確保等支援助成金

### (働き方改革支援コース)

働き方改革元年創設、同改革に取り組む中小企業を支援する助成金です！

働き方改革に取り組む中小企業とは？

#### 【対象事業主】

- ①時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）を受給。
- ②新たに労働者を雇い入れることや雇用管理改善の取組（人材配置の変更、労働者の負担軽減等）に係る雇用管理改善計画（1年）を実行。

→①の助成金への取り組みをお考えで、今後、増員の予定がある場合は、当該助成金への取り組みも併せてご検討ください。

#### 【支給額】

雇い入れた労働者1人あたり 60万円

短時間労働者1人あたり 40万円

※計画達成助成（新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合）

その他、各種助成金の申請代行を承っております。お問い合わせは、TEL022-778-3456 またはお問い合わせフォーム (<https://mizuma-sr.com/contact/>) からお願いいたします。



水間HR社会保険労務士事務所

## 時間外労働等改善助成金

### (勤務間インターバル導入コース)

中小企業事業主の皆様、

○就業規則の作成や見直し

○労務管理用機器やソフトウェアの導入

○労働能率を増進する設備・機器等の導入

をお考えではありませんか？

働き方改革の一環で平成31年4月から努力義務化された「勤務間インターバルの導入」に併せて取り組むことで、上記費用が補助される助成金があります。



What? 勤務間インターバル

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

#### 【支給額】

休憩時間数	補助率	1企業当りの上限額
9時間以上 11時間未満	<u>3/4</u>	<u>80万円</u>
11時間以上	<u>3/4</u>	<u>100万円</u>

※新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入した場合